

口線に沿って南へ進み、市道城本永田線との交点に至る。同所から市道城本永田線に沿って南へ進み、市道城本下城本線との交点に至る。同所から右折し、市道城本下城本線に沿って西へ進み、起点に至る線に囲まれた区域。」を「2 区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）」に、「4 存続期間 平成6年11月1日から平成16年10月31日まで」を「4 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」に改める。

熊本県告示第935号

昭和59年10月18日熊本県告示第876号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成16年11月1日から適用する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮谷 義子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条の規定により告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

菊鹿鳥獣保護区の項中「2 区域 鹿本郡菊鹿町島田の県道日田鹿本線と県道下島田阿佐古線との交点を起点とし、同県道に沿って北へ進み、町道山ノ井川西線との交点に至る。同所から右折し、同町道に沿って東へ進み、町道下島田原線との交点に至る。同所から左折し、町道下島田原線に沿って北へ進み、県道菊池鹿北線との交点に至る。同所から左折し、同県道に沿って、北西に進み、町道原灰坂線との交点に至る。同所から同町道に沿って北西へ進み、県道日田鹿本線との交点に至る。同所から右折し、同県道に沿って南へ進み、熊本県と大分県の境界（宿ヶ峰尾峠）との交点に至る。同所から右折し、同境界に沿って南へ進み、菊池市、菊鹿町、中津江村の3方界に至る。同所から右折し、菊池市と菊鹿町の境界に沿って南へ進み、作業道黒仁田線との交点に至る。同所から右折し、同作業道に沿って西へ進み、町道黒仁田線との交点に至る。同所から同町道に沿って西へ進み、町道溝口横尾線との交点に至る。同所から右折し、町道溝口横尾線に沿って西へ進み、町道五郎丸桑原線との交点に至る。同所から町道五郎丸桑原線に沿って南西へ進み、県道菊池鹿北線との交点に至る。同所から左折し、同県道に沿って南へ進み、県道熊本菊鹿線との交点に至る。同所から右折し、県道熊本菊鹿線に沿って南西へ進み、町道下島田阿佐古線との交点に至る。同所から左折し、同町道に沿って南へ進み、町道下野横枕線との交点に至る。同所から左折し、町道下野横枕線に沿って南へ進み、町道山ノ井横枕線との交点に至る。同所から右折し、町道山ノ井横枕線に沿って南西へ進み、町道竜口本松尾線との交点に至る。同所から左折し、町道竜口本松尾線に沿って南へ進み、県道鹿本松尾線との交点に至る。同所から右折し、同県道に沿って西へ進み、木野川との交点に至る。同所から右折し、同川に沿って北へ進み、菊鹿町と鹿本町の境界の農道との交点に至る。同所から左折し、同農道に沿って北へ進み、町道平田山ノ井線との交点に至る。同所から左折し、同町道に沿って西へ進み、町道下島田阿佐古線との交点に至る。同所から左折し、町道下島田阿佐古線に沿って西へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域。」を「2 区域 鹿本郡菊鹿町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）」に、「4 存続期間 平成6年11月1日から平成16年10月31日まで」を「4 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」に改める。

高塚鳥獣保護区の項中「2 区域 阿蘇郡阿蘇町坊中の県道阿蘇吉田線と町道上西黒川西町線との交点を起点とし、同所から同町道に沿って北東へ進み、国道57号との交点に至る。同所から右折し、同国道に沿って東へ進み、町道丹徳坊線との交点に至る。同所から右折し、同町道に沿って、南東へ進み、牧野道との交点に至る。同所から右折し、同牧野道に沿って北へ進み、県道阿蘇吉田線との交点に至る。同所から右折し、同県道に沿って北西へ進み、遊歩道坊中古坊中線との交点に至る。同所から右折し、同遊歩道に沿って北東へ進み、県道阿蘇吉田線との交点に至る。同所から右折し、同県道に沿って北へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域。」を「2 区域 阿蘇郡阿蘇町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）」に、「4 存続期間 平成6年11月1日から平成16年10月31日まで」を「4 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」に改める。

熊本県告示第936号

平成6年10月28日熊本県告示第828号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成16年11月1日から適用する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮谷 義子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化

に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

せんたん轟鳥獣保護区の項中「2 区域 八代郡泉村大字柿迫の県道248号線とヤビツ谷との交点（長尾俣一号橋）を起点とし、同谷に沿って北西へ進み、ヨコギ谷との交点に至る。同所から左折し、ヨコギ谷に沿って南西へ進み、作業道笹越3本木線との交点に至る。同所から右折し、同作業道に沿って北西へ進み、県道248号線との交点に至る。同所から左折し、同県道に沿って北西へ進み、村道笹越線との交点に至る。同所から右折し、同村道に沿って北へ進み、フウトウ谷との交点に至る。同所から同谷に沿って東へ進み、村道西の岩線との交点に至る。同所から右折し、同村道に沿って南東へ進み、県道248号線との交点に至る。同所から、同県道に沿って南へ進み、村道1渡瀬線との交点に至る。同所から右折し、同村道に沿って南西へ進み、せんたん轟へ通ずる歩道との交点に至る。同所から右折し、同歩道に沿って北へ進み、県道248号線との交点に至る。同所から左折し、同県道に沿って北西へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域。」を「2 区域 八代郡泉村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）」に、「4 存続期間 平成6年11月1日から平成16年10月31日まで」を「4 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」に改める。

老岳鳥獣保護区の項中「2 区域 天草郡有明町大字上津浦字丸山の国道324号と県道河内上津浦港線との交点を起点とし、同国道に沿って北東へ進み、主要地方道有明倉岳線との交点に至る。同所から右折し、同主要地方道に沿って南へ進み、松島町との境界に至る。同所から右折し、同境界に沿って西へ進み、町道老岳線との交点に至る。同所から右折し、同町道に沿って北西へ進み、町道横峯老岳線との交点に至る。同所から左折し、町道横峯老岳線に沿って北西へ進み、町道晩田横峯線との交点に至る。同所から右折し、町道晩田横峯線に沿って北西へ進み、町道本村晩田線との交点に至る。同所から町道本村晩田線に沿って西へ進み、県道河内上津浦港線との交点に至る。同所から右折し、同県道に沿って北西へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域。」を「2 区域 天草郡有明町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）」に、「4 存続期間 平成6年11月1日から平成16年10月31日まで」を「4 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」に改める。

熊本県告示第937号

平成13年10月26日熊本県告示第813号（休猟区の設定）は廃止する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県告示第938号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 青野休猟区

区域 玉名市、玉名郡天水町、玉東町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

面積 1,600 ヘクタール

存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
- 2 震岳休猟区

区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

面積 1,095 ヘクタール

存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
- 3 田原休猟区

区域 鹿本郡植木町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界域により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

面積 1,070 ヘクタール

存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
- 4 湯の浦休猟区

区域 阿蘇郡阿蘇町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

面積 634 ヘクタール

存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
- 5 上田休猟区